

## 社会教育主事講習受講資格並びにその資格証明書類（別表1）

社会教育主事講習等 規程の適用条項	受 講 資 格	提出書類（○印は必要書類）				
		勤務証明書 (別紙様式3)	卒業証明書又は 卒業証書の写し	在学期間及び 単位修得証明書	修了証明書	教育職員普通 免許状の写し又は 教育職員免許状 授与証明書
第2条第1号	大学に2年以上在学して6.2単位以上修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和26年法律第17号）附則第2項の規定に該当する者		○ いずれか1つ			
第2条第2号	教育職員の普通免許状を有する者					○
第2条第3号	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第2項各号（第3号及び第8号を除く。）に該当する者				○	
第2条第4号	2年以上社会教育法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハの規定する業務に従事した者 イ 社会教育主事補 ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するもの（注1） ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するもの（イ又はロに掲げるものを除く。）（注2）	○				
第2条第5号	4年以上社会教育法第9条の4第2号に規定する職にあった者（注3）	○				
第2条第6号	その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者（注4）	○	○			

（注1）・（注2）・（注3）：第2条第4号で求められる社会教育法第9条の4第1号ロ・ハに規定する職務及び第2条第5号で求められる社会教育法第9条の4第2号に規定する職については、平成8年8月28日文部省告示第148号（一部改正）を参照。

（注4）：第2条第6号で求められる第2条第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者については、令和7年7月31日文部省告示第62号を参照。

- 【備考】
1. 提出書類は、各該当事項のうちいずれか1項目の関係書類でよい。
  2. 勤務証明書は、所属長又は所轄長の証明。
  3. 卒業証書の写し、免許状の写しは所属長又は、所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。
  4. 第2条第1号に該当する者は、卒業証書の写し又は、在学期間及び単位修得証明書のいずれか一つ提出すればよい。

社会教育主事講習受講資格の詳細

社会教育主事講習等規程の適用規程	受 講 資 格			社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定【平成8年8月28日文部省告示第148号等】
	社会教育主事講習等規程	社会教育法	学校教育法施行規則	
第2条第1号	大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和26年法律第17号）附則第2項の規定に該当する者			
第2条第2号	教育職員の普通免許状を有する者			
第2条第3号	学校教育法施行規則第155条第2項各号（第3号及び第8号を除く。）のいずれかに該当する者		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入することができるもの</li> <li>2 専門職大学の前期課程を修了した者</li> <li>3 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入することができるもの</li> <li>4 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者</li> <li>5 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者</li> <li>6 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</li> </ol>	
第2条第4号	2年以上社会教育法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者	<p>イ 社会教育主事補</p> <p>ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するもの</p> <p>ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体を実施する社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した者（イ又はロを除く。）</p>		<p style="text-align: center;"><b>非常勤職員を含む（1（11）を除く）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1（1） 文部科学省の所轄機関、附属機関において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職</li> <li>1（2） 地方公共団体の教育委員会において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職</li> <li>1（3） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司の職</li> <li>1（4） 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第8条第1項に規定する普及指導員の職</li> <li>1（5） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉主事の職</li> <li>1（6） 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第35条第1項に規定する勤労者家庭支援施設指導員の職</li> <li>1（7） 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職</li> <li>1（8） 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職</li> <li>1（9） 図書館法第4条に規定する司書の職</li> <li>1（10） 博物館法第4条第4項に規定する学芸員の職</li> <li>1（11） 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（<b>常時勤務する者に限る。</b>）の職であつて、文部科学大臣が1の（1）から1の（3）に掲げる職に相当すると認めた職</li> <li>1（12） その他官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職であつて、社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣が1の（1）から1の（11）までに規定する職と同等以上と認めた職</li> <li>2（1） 文部科学省の所轄機関、附属機関が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導</li> <li>2（2） 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導</li> <li>2（3） 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導</li> <li>2（4） 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導</li> <li>2（5） 社会教育関係団体を実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導</li> <li>2（6） 独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第3号に規定する国民等の協力活動</li> <li>2（7） その他文部科学大臣が2の（1）から2の（6）までに規定する業務と同等以上と認めた業務</li> </ol>
第2条第5号	4年以上社会教育法第9条の4第2号に規定する職にあつた者	教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者		<ol style="list-style-type: none"> <li>3（1） 学校教育法第1条に規定する学校の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法第5条の3に規定する職員をいい、同法第5条の2に規定する施設の当該職員を含む。）の職</li> <li>3（2） 学校教育法第124条に規定する専修学校の校長及び教員の職</li> <li>3（3） 少年院法第1条に規定する少年院又は児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職</li> <li>3（4） 3（1）から（3）までに規定する職に相当すると文部科学大臣の認定を受けた職</li> </ol>
第2条第6号	その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者			

		受 講 資 格
社会教育主事講習等規程の適用規程	社会教育法第9条の5に規定する社会教育主事の講習の受講に関し、社会養育主事講習等規程第2条第6号の規定により同条第1号から第5号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者を指定【令和7年7月31日文科科学省告示第62号】	社会教育法の一部を改正する法律【昭和26年法律第17号附則第2項】
第2条第1号		改正後の社会教育法第9条の4の規定の適用については、旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令若しくは旧教員養成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に2年以上在学して、62単位以上を修得した者とみなす。
第2条第2号		
第2条第3号		
第2条第4号		
第2条第5号		
第2条第6号	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 2年以上児童福祉法第12条の2第1項に規定する児童相談所の所長、所員、又は同条第4項に定する児童相談所の職員であった者で、同法第13条第3項の各号に規定する児童福祉司の資格要件のいずれかに該当する者</li> <li>2 2年以上次の業務に従事した者                     <ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する社会福祉士の業務</li> <li>② 社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護福祉士の業務</li> <li>③ 精神保健福祉法（平成9年法律第131条）第2条に規定する精神保健福祉士の業務</li> </ol> </li> <li>3 2年以上、地域おこし協力隊等の地域振興に関する業務として、社会教育関係業務に従事した者</li> <li>4 4年以上児童福祉法第18条の4に規定する保育士の業務に従事した者</li> <li>5 その他文部科学大臣が①から④までに掲げる者と同等以上と認めた資格を有する者</li> </ol>	

## 講習の科目・講師・単位・時間数

(別表2)

科目名	単位数	講義内容・テーマ	教育方法	配当時間数	担当講師の職・氏名	備考
生涯学習概論	2	社会教育の意義と展開	講義	4	愛知教育大学 准教授 中山 弘之	
		生涯学習振興施策の動向 社会教育の基本法令・施策	講義	4	文部科学省	
		社会教育の歴史	講義	4	名古屋工業大学 教授 上原 直人	
		社会教育施設の本質と実践	講義	4	岐阜大学 教授 益川 浩一	
		社会教育主事・社会教育指導者の役割	講義	6	名古屋大学 講師 徐 真真	
		生涯学習社会と学校・家庭・地域	講義	4	愛知教育大学 教授 風岡 治	
		生涯学習社会と学校・家庭・地域	講義	4	愛知教育大学 教授 本多 正人	
		小 計			30	
生涯学習支援論	2	ICTと生涯学習支援	講義/演習	4	岐阜大学 助教 後藤 誠一	
		学習支援に関する教育理論	講義/演習	4	愛知教育大学 助教 堀本 暁洋	
		効果的な学習支援方法	講義/演習	8	愛知教育大学 名誉教授 大村 恵	
		学習プログラムの編成	講義/演習	4	愛知教育大学 准教授 中山 弘之	
		多文化共生と社会教育	講義/演習	4	愛知教育大学 教授 二井 紀美子	
		参加型学習の実際とファシリテーション	講義/演習	8	東海大学 准教授 古里 貴士	
		小 計			32	
社会教育経営論	2	地域に根ざす社会教育経営	講義	8	阿智村役場 集落支援員 大石真紀子	
		社会教育行政・社会教育施設の経営戦略	講義	8	愛知教育大学 助教 堀本 暁洋	
		教育福祉と社会教育	講義	8	早稲田大学 教授 久保田治助	
		学習成果の評価と活用	講義	8	愛知教育大学 准教授 中山 弘之	
		小 計			32	
社会教育演習	2	社会教育演習	演習	30	愛知教育大学 准教授 中山 弘之	
					愛知教育大学 教授 本多 正人	
					愛知教育大学 助教 堀本 暁洋	
					岐阜大学 教授 益川 浩一	
					名古屋工業大学 教授 上原 直人	
		社会教育実地研修	実習	30	愛知教育大学 准教授 中山 弘之	
					愛知教育大学 教授 本多 正人	
小 計			60			
計	8	合 計		154		

令和 8 年度 愛知教育大学 社会教育主事講習日程表

(別表3)

月日	午前		午後		会場	月日	午前		午後		会場	【備考】
	9:10~12:20	13:20~16:30	9:10~12:20	13:20~16:30			9:10~12:20	13:20~16:30				
7/21 (火)	科目名	オリエンテーション 開講式 10:00~	社会教育の意義 と展開	第一部棟第一会議室 (午前) 第一共通棟 315 (午後)	8/5 (水)	科目名	学習プログラムの 編成	多文化共生と 社会教育	次世代教育 イノベーション棟	オリエンテーション・開講式 7月21日(火)10:00~ (受付:9:30~)  閉講式 8月27日(木)15:00~  8月18日(火) 社会教育実地研修の事前説明 8月24日(月) 社会教育実地研修のまとめ		
	講師名		中山 弘之			講師名	中山 弘之	二井 紀美子				
7/22 (水)	科目名	生涯学習振興施策の 動向、社会教育の基 本法令・施策		オンデマンド	8/6 (木)	科目名	参加型学習の実際とファシリテーション		教育未来館 多目的ホール			
	講師名	文部科学省				講師名	古里 貴士					
7/23 (木)	科目名	地域に根ざす社会教育経営		オンライン	8/7 (金)	科目名	社会教育演習		第一共通棟 103~107			
	講師名	大石 真紀子				講師名	中山 弘之 本多 正人 堀本 暁洋 益川 浩一 上原 直人					
7/24 (金)	科目名	社会教育行政・社会教育施設の経営 戦略		オンライン	8/18 (火)	科目名	社会教育実地研修		教育未来館 多目的ホール			
	講師名	堀本 暁洋				講師名	中山 弘之 本多 正人 堀本 暁洋					
7/27 (月)	科目名	教育福祉と社会教育		オンライン	8/19 (水)	科目名	社会教育実地研修		長久手市 大府市			
	講師名	久保田 治助				講師名	中山 弘之 本多 正人 堀本 暁洋					
7/28 (火)	科目名	ICTと生涯学習支援	社会教育の歴史	オンライン	8/20 (木)	科目名	社会教育実地研修		豊田市 安城市			
	講師名	後藤 誠一	上原 直人			講師名	中山 弘之 本多 正人 堀本 暁洋					
7/29 (水)	科目名	学習支援に関する 教育理論	社会教育施設の本質 と実践	オンライン	8/21 (金)	科目名	社会教育実地研修		岡崎市			
	講師名	堀本 暁洋	益川 浩一			講師名	中山 弘之 本多 正人 堀本 暁洋					
7/30 (木)	科目名	学習成果の評価と活用		オンライン	8/24 (月)	科目名	社会教育実地研修		教育未来館 多目的ホール  (14:50 終了)			
	講師名	中山 弘之				講師名	中山 弘之 本多 正人 堀本 暁洋					
7/31 (金)	科目名	社会教育主事・社会教育指導者の役割		オンライン (14:50 終了)	8/25 (火)	科目名	社会教育演習		第一共通棟 103~106 109			
	講師名	徐 真真				講師名	中山 弘之 本多 正人 堀本 暁洋 益川 浩一 上原 直人					
8/3 (月)	科目名	生涯学習社会と 学校・家庭・地域	生涯学習社会と 学校・家庭・地域	教育未来館 多目的ホール	8/26 (水)	科目名	社会教育演習		第一共通棟 103~107			
	講師名	風岡 治	本多 正人			講師名	中山 弘之 本多 正人 堀本 暁洋 益川 浩一 上原 直人					
8/4 (火)	科目名	効果的な学習支援方法		第一共通棟 315	8/27 (木)	科目名	社会教育演習		教育未来館 多目的ホール 3A 3B 3C  (14:50 終了)			
	講師名	大村 恵				講師名	中山 弘之 本多 正人 堀本 暁洋 益川 浩一 上原 直人					